

函館市企業局意匠使用許諾等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、函館市企業局が所有する電車ならびに停留場および車庫等の施設（以下「施設等」という。）の名称または意匠（施設等の形状、模様、色彩またはそれらの結合体をいう。以下同じ）を使用した物品の製造・販売・配布（以下「物販」という。）の許可等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続き等)

第2条 物販を希望する者からは、別紙様式1「物販許諾申込書」を提出させ、内容を審査のうえ、これを適当と認めるときは、別紙様式2「物販許諾書」を交付し許可する。

(許可等基準)

第3条 前条に定める申請の内容が次のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがある場合は、許可してはならない。

- (1) 当局の事業運営に支障を与えるもの
- (2) 旅客の安全確保に支障を与えるもの
- (3) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (4) その他当局が不適當と認めるもの

(意匠等の提供)

第4条 物販許諾書の交付を受けた者から、物販の目的のために施設等に関する意匠に係わる資料（以下「意匠等」という。）の提供を求められたときは、事業に支障となる場合またはそのおそれがある場合を除き、これを提供することができる。

2 意匠等の提供にあたっては、これを物販の目的以外に使用させ、第三者に貸与し、もしくは使用させてはならない。

(料金)

第5条 物販許諾に係る料金は、1件につき33,000円（うち消費税および地方消費税の合計金額3,000円）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、一部または全部を免除することができる。

- (1) 製作物に時刻表，料金表など市電乗客サービス向上に繋がる事項を表示する場合
- (2) 製作物に施設等の名称等を表示し，当局のイメージアップとなる場合
- (3) その他当局が特に認める場合
(料金の徴収時期)

第6条 料金は，これを物販許諾書交付時に速やかに徴収しなければならない。ただし，特にその必要がないと認めるときは，この限りでない。

(申請等内容の変更)

第7条 第2条に定める申請後，物販の内容に変更が生じた場合は，速やかにその変更内容を書面により届け出さなければならない。

(許諾の取り消し等)

第8条 物販許諾書の交付を受けた者が次のいずれかに該当する行為を行ったときは，許諾の取り消しもしくは変更させなければならない。

- (1) 第4条に定める事項に違反したとき
- (2) 意匠等を目的外に使用し，または無断で第三者に転貸しもしくは使用させたとき
- (3) 第9条第2項に基づく成果品の内容是正に応じないとき
- (4) 当局において，物販等の中止または変更を必要と認めたとき

2 前項により物販許諾の取り消しもしくは変更をした場合，または相手方の都合により一方的に物販等を中止もしくは変更した場合でも，既納の料金は返還しない。ただし，やむを得ない場合はこの限りでない。

(成果品の確認)

第9条 物販許諾書の交付を受けた者から意匠等の使用による成果品を放送，出版，販売または配布前に提出させ，その内容の確認を受けさせなければならない。ただし，特にその必要がないと認めるときは，この限りではない。

2 前項により，許可等基準に反する事実が判明したときは，その是正

を求めなければならない。

(補則)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、交通部長が定める。

附 則

この要領は平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

別紙様式 1

年 月 日

函館市企業局
函館市公営企業管理者
企業局長 様

(申請者)

住所

氏名



物販許諾申込書

1. 意匠使用対象物

2. 意匠使用目的

販売 (上代 円) ・ 配布 ・ その他 ()

3. 製作物および製作数 (※完成品イメージのイラスト等を添付のこと)

4. 使用期間

年 月 日から 年間

別紙様式2

年 月 日

様

函館市企業局
函館市公営企業管理者
企業局長

物販許諾書

年 月 日付け申込のあった物販については、以下の条件により許諾いたします。

1. 意匠使用対象物
2. 意匠使用目的
3. 製作物および製作数
4. 使用期間 年 月 日から 年間
5. 許諾料金 円（消費税等相当額を含む）
6. 遵守事項
 - （1）意匠等を目的外に使用し、または無断で第三者に転貸し、もしくは使用させないこと。
 - （2）試作品を放送、出版、販売または配布前に提出し、その内容の確認を受けること。
 - （3）物販の内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を書面により届け出ること。
 - （4）完成品またはパッケージに「函館市企業局交通部許諾済商品」と記載すること。